

平成二十二年政令第十九号

資金決済に関する法律施行令

内閣は、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第二条の二）
- 第二章 前払式支払手段（第三条—第十二条）
- 第三章 資金移動（第十二条の二—第十九条の二）
- 第三章の二 電子決済手段等（第十九条の三—第二十条）
- 第三章の三 暗号資産（第二十条の二・第二十一条）
- 第四章 為替取引分析（第二十条の四）
- 第四章の二 資金清算（第二十一条・第二十二条）
- 第五章 認定資金決済事業者協会（第二十三条）
- 第六章 指定紛争解決機関（第二十四条—第二十七条）
- 第七章 雜則（第二十八条—第三十二条）
- 附則 第一章 総則

（特定信託会社）

- 第二章 前払式支払手段**
- （発行者との密接な関係）
- 第三条 法第三条第四項に規定する政令で定める密接な関係は、次に掲げる関係とする。
- （一）前払式支払手段（法第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下この章において同じ。）を発行する者（以下この項及び次条第四項第一号において「発行者」という。）が個人である場合におけるその者の親族である関係
- 二 法人が他の法人の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社においては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる事項の全部につき議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を除むこと）が、以下の条において同じ。）をいう。
- （二）法人の子法人（当該法人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式等を自己の名義をもつて所有している割合（当該子法人が二以上ある場合には、それについて計算した割合の合計割合）の百分の五十を以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する関係
- （三）個人及びその親族が法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する場合における当該個人と当該法人との関係
- （四）同一の者（その者が個人である場合には、その親族を含む。）によってその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有される法人相互の関係（第二号に掲げる関係に該当するものを除く。）
- （五）発行者が行う物品等の給付又は役務の提供と密接不可分な物品等の給付又は役務の提供を同時に又は連続して行う者がある場合における当該者と当該発行者との関係（前各号に掲げる関係に該当するものを除く。）

- 式等」という。）に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百四十七条第一項又は第一百四十八号）第二条第二項に規定する信託会社又は同条第六項に規定する外国信託会社とする。
- 第二章 前払式支払手段**
- （発行者との密接な関係）
- 第三条 法第三条第四項に規定する政令で定める密接な関係は、次に掲げる関係とする。
- （一）前払式支払手段（法第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下この章において同じ。）を発行する者（以下この項及び次条第四項第一号において「発行者」という。）が個人である場合におけるその者の親族である関係
- 二 法人の子法人（当該法人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式等を自己の名義をもつて所有している割合（当該子法人が二以上ある場合には、それについて計算した割合の合計割合）の百分の五十を以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する関係
- （三）個人及びその親族が法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する場合における当該個人と当該法人との関係
- （四）同一の者（その者が個人である場合には、その親族を含む。）によってその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する関係（第二号に掲げる関係に該当するものを除く。）
- （五）発行者が行う物品等の給付又は役務の提供と密接不可分な物品等の給付又は役務の提供を同時に又は連続して行う者がある場合における当該者と当該発行者との関係（前各号に掲げる関係に該当するものを除く。）

- 式等」という。）に係る議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百四十七条第一項又は第一百四十八号）第二条第二項に規定する信託会社又は同条第六項に規定する外国信託会社とする。
- 第二章 前払式支払手段**
- （発行者との密接な関係）
- 第三条 法第三条第四項に規定する政令で定める密接な関係は、次に掲げる関係とする。
- （一）前払式支払手段（法第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下この章において同じ。）を発行する者（以下この項及び次条第四項第一号において「発行者」という。）が個人である場合におけるその者の親族である関係
- 二 法人の子法人（当該法人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権に係る株式等を自己の名義をもつて所有している割合（当該子法人が二以上ある場合には、それについて計算した割合の合計割合）の百分の五十を以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する関係
- （三）個人及びその親族が法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する場合における当該個人と当該法人との関係
- （四）同一の者（その者が個人である場合には、その親族を含む。）によってその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する関係（第二号に掲げる関係に該当するものを除く。）
- （五）発行者が行う物品等の給付又は役務の提供と密接不可分な物品等の給付又は役務の提供を同時に又は連続して行う者がある場合における当該者と当該発行者との関係（前各号に掲げる関係に該当するものを除く。）
- （六）前項第二号の場合において、法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。
- （一）法人が自己的名義をもつて所有する他の法人の株式又は出資（以下この項において「株式等」とい

項に規定する履行保証金信託契約（いずれも前項の申立てに係る種別の資金移動業に係るものに限る。）を締結している場合にあつては、当該資金移動業者及びこれらの契約の相手方。第四項及び第五項において同じ。）に通知しなければならない。

法第五十九条第二項の規定による公示があつた後は、申立人がその申立てを取り下げた場合においても、権利の実行の手続の進行は、妨げられない。

金融庁長官は、法第五十九条第二項の期間が経過した後、遅滞なく、権利の調査を行わなければならない。この場合において、金融庁長官官員は、あらかじめ、期日及び場所を公示し、かつ、当該資金移動業者に通知して、申立人、当該期間内に債権の申出をした者及び当該資金移動業者に対し、権利の存否及びその権利によつて担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べる機会を与えるなければならぬ。

金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。

金融庁長官は、資金移動業者の営業所の所在地を確知できないときは、第二項、第四項及び第五項の規定による当該資金移動業者への通知をすることを要しない。

金融庁長官は、債券が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

第五項及び第六項の場合において、金融庁長官は、第五項に規定する履行保証金の額から法第五十九条第二項に規定する公示の費用、同条第三項に規定する権利実行事務代行者の報酬その他の履行保証金の還付の手続に必要な費用（前項の換価の費用を除く。）の額を控除した額について配当表を作成し、当該配当表に従い配当を実施することができる。

金融庁長官は、権利の実行の手続が開始し、法第五十九条第二項の期間が経過した場合においても、権利の実行の手続の進行は、妨げられない。

いて、第五項に規定する履行保証金の額が同条第二項の規定により申出がされた同項に規定する債権の総額を超えるときは、当該権利の実行の手続に係る債権者に対し、仮配当をすることができる。

11 金融庁長官は、仮配当をするときは、速やかに、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。

二 債権者一人当たり又は為替取引一件当たりの仮配当の上限の額

三 仮配当の請求期間

四 仮配当の方法

五 債権者が仮配当を請求する際に金融庁長官に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの

六 その他金融庁長官が必要と認める事項

12 仮配当を求める者は、前項の規定により公示した請求期間内に、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官に仮配当を請求しなければならない。ただし、その請求期間内に請求しなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると金融庁長官が認めるときは、この限りでない。

13 権利の実行の手続に係る債権者が当該権利の実行の手続において第十項の仮配当を受けている場合における第六項の配当の額は、当該仮配当の額（次項の規定により国庫に納付すべき額を除く。）を控除した金額に相当する金額とする。

14 権利の実行の手続に係る債権者が受けた第十項の仮配当の額が、第六項の配当の額を超えるときは、その者は、その超える金額を国庫に納付しなければならない。

（資金移動業者が電子公告により資金移動業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読み替え）

第十九条の二 法第六十一条第三項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四条に規定する電子公告をいう。）によりする場合について、法第六十一条第六項及び第七項（これらの規定を法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）において会社法の規定を準用する場合における法第六十一条第六項及び第七項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられ	読み替える
第九百四十四条第三項	る字句	字句
これらの	前二項	第一項
同項の		

執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者で当該取消しの日から五年を経過しない者

規定する発行者をいう。)の区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつ

規定する発行者をいう。)の区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 銀行等 銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許が取り消されたときその他内閣府令で定めるとき。

二 資金移動業者 法第五十六条第一項又は第二項の規定により法第三十七条の登録が取り消されたとき。

三 特定信託会社 第十二条の五各号のいづれかに該当するとき。

(電子決済手段等取引業者と密接な関係を有する者)

第十九条の七 法第六十二条の十三に規定する政令で定める者は、銀行等その他内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げるものとする。

一 当該電子決済手段等取引業者の役員(外国電子決済手段等取引業者にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び国内における代表者を含み、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)又は使用人

二 当該電子決済手段等取引業者の親法人等又は子法人等

三 当該電子決済手段等取引業者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができるない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の百分の五十を超える議決権を保有する個人(次項第四号において「特定個人株主」という。)(第一号に掲げる者を除く。)

四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

前項第二号の「親法人等」とは、次に掲げる者(内閣府令で定める者を除く。)をいう。

一 その親会社等

二 その親会社等の子会社等(自己並びに前号及び次項第一号に掲げる者を除く。)

三 その親会社等の関連会社等(次項第二号に掲げる者を除く。)

四 その特定個人株主に係る次に掲げる会社、組合その他のこれらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下この号において「会社等」という。)

有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

(情報通信の技術を利用して提供)

第十九条の八 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十七第一項（法第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法（以下この条から第十九条の十までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第二項、第三十七条の三第二項及び第三十七項において準用する場合を含む。以降この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めたところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に對し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

前項の規定による承諾を得た電子決済手段等取引業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に對し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第十九条の九 電子決済手段等取引業者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の二第二十一項又は準用金融商品取引法第三十四条の三第二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による書面による同意に代えて準用金融商品取引法第三十四条の二第二十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対する

し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示さなければならない。ただし、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による承諾を得なければならぬ。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定電子決済手段等取引契約に關して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十九条の十 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定電子決済手段等取引契約（法第六十二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約をいう。以下この条において同一の締結について通貨の価格その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項）

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずる府令で定めるものの締結について通貨の価格その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずる

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

五 年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかるわらず、次に掲げるものとする。

一 利用者が行う特定電子決済手段等取引契約の締結について通貨の価格その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該お

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

（電子決済手段等取引業者が行う特定電子決済手段等取引契約の締結について準用する金融商品取引法の規定の読み替え）

第十九条の十一 法第六十二条の十七第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第一号	第三十七条第一項第一号及商号、名称又は氏名	第三十七条第一項第一号及商号、名称又は氏名
二	第三十七条第一項第一号及商号、名称又は氏名	第三十七条第一項第一号及商号、名称又は氏名

（電子決済手段等取引業者が電子公告により電子決済手段等取引業者の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読み替え）

第二十条 法第六十二条の二十五第三項の規定による公告を電子公告（会社法第一条第三十四号に規定する電子公告をいう。）によりする場合について、法第六十二条の二十五第六項及び第七項において会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第九百四十条第三項の規定	第三章の三 暗号資産 (暗号資産交換業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)	第一項
第九百四十条第三項の規定	これらの字句	第一項
同項の	同項の	同項の

第二十条の三 法第六十三条の二十第三項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）によりする場合について、法第六十三条の二十第六項及び第七項において会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第九百四十条第三項の規定	第四章 為替取引分析 (為替取引業の許可が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)	第一項
第九百四十条第三項の規定	これらの字句	第一項
同項の	同項の	同項の

第二十条の四 法第六十三条の二十五第二項第五号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法人が法第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消され、又は法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者は、当該お

第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又は法若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。）を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者は国内における代表者であつた者でその命令の日から五年を経過しない者

三分を受けていた場合において、その命令の日から五年を経過しない者

三 法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その处分を受けた日から五年を経過しない者

（暗号資産交換業者が電子公告により暗号資産交換業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読み替え）

第二十条の五 法第六十三条の二十第三項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）によりする場合について、法第六十三条の二十第六項及び第七項において会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第九百四十条第三項の規定	第四章 為替取引分析 (為替取引業の許可が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)	第一項
第九百四十条第三項の規定	これらの字句	第一項
同項の	同項の	同項の

第二十条の六 法第六十三条の二十第六項及び第七項において会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第九百四十条第三項の規定	第四章 為替取引分析 (為替取引業の許可が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)	第一項
第九百四十条第三項の規定	これらの字句	第一項
同項の	同項の	同項の

第二十条の七 法第六十三条の二十第六項及び第七項において会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

一 法人が法第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消され、又は法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政

一 法人が法第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消され、又は法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者は、当該お

二 法人が法第六十二条の八第二項の規定によく。に掲げる者

三 法人が法、銀行法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第十三条第三号から第十二号まで若しくは本条第一号に規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取扱業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合においては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあっては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日とする。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者で当該取消しの日から五年を経過しない者

まで若しくは本条第一号に規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日として、業務の廃止の命令の場合には当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の場合は当該解散命令がなされた日として、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日として、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者で当該取消しの日から五年を経過しない者（剩余额の配当に係る最低純資産額）第二十三条 法第六十八条第二項の規定により読み替えて適用する会社法第四百五十九条に規定する政令で定める金額は、二十億円とする。

第五章 認定資金決済事業者協会

第二十四条 法第九十九条第一項第二号及び第四号二並びに第一百一条第一項の規定において読み替えて準用する銀行法（以下この章において「準用銀行法」という。）第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第一百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二 第二十六条各号に掲げる指定

（異議を述べた資金移動業等関係業者の数の資金移動業等関係業者の総数に占める割合）

第二十五条 法第九十九条第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

第二十六条 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定

三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

四 水産業協同組合法第一百八十八条第一項の規定による指定

五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項の規定による指定

六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

七 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定

八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

九 勞働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定

十 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定

十二 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

十四 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十五 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

第二十七条 法第一百一条第一項において指定紛争解決の規定による指定替え

解決機関について銀行法の規定を準用する場合における同条第二項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替える銀行法の読み替え	読み替える字句	句	規定
第五十二条の六十五第一項	この法律	資金決済に関する法律	句	第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三
第五十二条の六十六及他の法律	資金決済に関する法律以外の法律	句	第三項	第六十四条第一項の規定による免許
第六十四条第一項の規定による免許	第六十四条第一項の規定による免許の取消し	句	第二十九条	第六十四条第一項の規定による免許の取消し

所（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で資金移動業者（法第三十七条の二第二項の規定により資金移動業者とみなされる特定信託会社を含む。次項において同じ。）の本店以外の営業所（以下この条において「支店」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

2 法第六十二条の二十第一項及び第二項（これららの規定を法第六十二条の八第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で電子決済手段等取引業者（法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む。次項において同じ。）の主たる営業所等以外の営業所又は事務所（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長の行ふべき事務を司理する）の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

十九（これららの規定を情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）附則第二条第三項の規定による権限により適用する場合を含む。）の規定によるは、金融庁長官が自ら行うこと妨げない。

法第六十三条の十五第一項及び第二項（これらの規定を情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の規定によると、報告若しくは資料の微収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で、暗号資産交換業者の本店以外の営業所（以下の条において「支店」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十一

年四月一日)から施行する。ただし、附則第九

条及び第十条の規定は公布の日から、附則第十二条の規定、領金共済法施行令、昭和廿六年三

二条の規定（預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第三条第八号の改正規定）

政令第百十一号) 第三条第一号の改正規定に附る。」及び附則第十三条の規定(農林産業協同

組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百四十九号）

百一号)第六条第八号の改正規定に限る。)は、

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律（平成十八年法律第百九号）附則第三号に

掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）施行する。

一 田から施行する

資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で資金移動業者（法第三十七条の二第二項の規定により資金移動業者とみなされる特定信託会社を含む。次項において同じ。）の本店以外の営業所（以下この条において「支店」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長（当該支店の所在地を管轄する財務支局長のほか、当該支店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。）

前項の規定により資金移動業者の支店に対しても検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該資金移動業者の本店又は当該支店以外の支店に對して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店以外の支店に対し、検査等を行うことができる。

前項の規定により金融庁長官のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

（電子決済手段等取引業に関する財務局長等への権限の委任）

第三十一条 法第一百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の二の規定による権限（第四項において「長官権限」という。）は、電子決済手段等取引業者（法第六十二条の三の登録を受けようとする者並びに法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者及び同条第三項の規定による届出をしようとする発行者を含む。以下この項において同じ。）の主たる営業所又は事務所（外國電子決済手段等取引業者は銀行法第四十七条第二項に規定する外國銀行若しくは信託業法第一条第六項に規定する外國信託会社である電子決済手段等取引業者にあっては、国内における主たる営業所。以下この項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第六十二条の二十第一項及び第二項、第六十二条の二十一、第六十二条の二十二第一項及び第二項並びに第六十二条の二十四（これらの規定を法第六十二条の八第二項の規

2 法第六十二条の二十第一項及び第二項（これららの規定を法第六十二条の八第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で電子決済手段等取引業者（法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者を含む。次項において同じ。）の主たる営業所等以外の営業所又は事務所（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により電子決済手段等取引業者の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該電子決済手段等取引業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対する検査等を行うことができる。

4 前三项の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。
（暗号資産交換業に関する財務局長等への権限の委任）

において、当該登録申請書は、第二号施行日に
おいて同項の規定により提出されたものとみな
す。

(第一号施行日前における業務実施計画の認可
の申請)

第五条 新資金決済法第四十条の二第一項の認可
を受けようとする者は、第二号施行日前におい
ても、同項の規定の例により、その申請を行う
ことができる。

(第二号施行日前における改正法附則第七条第
二項の書類の提出)

第六条 この政令の公布の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けている者は、第二号施行日前においても、改正法附則第七条第二項の規定の例により、同項の書類の提出をすることができる。この場合において、当該書類は、第二号施行日において同項の規定により提出されたものとみなす。

(第一号施行日前における変更登録の申請)

第七条 前条の規定により改正法附則第七条第二項の書類を提出した者であつて、新資金決済法第四十一条第一項の変更登録を受けようとするものは、第二号施行日前においても、同条第二項において準用する新資金決済法第三十八条の規定の例により、その申請を行うことができ
(権限の委任)

第八条 改正法附則第十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限は、みなし登録第一種業者(改正法附則第七条第二項に規定する資金移動業者である資金移動業者をいう。)の本店(資金決済に関する法律第二条第四項に規定する外国資金移動業者である資金移動業者にあつては、国内における主たる営業所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局长)に委任するものとする。

1 (施行期日)
附 則 (令和三年六月二日政令第一六二号) 抄

この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るために金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」といふ。)の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。

六号) 抄
附 則 (令和五年五月二六日政令第一一八

(施行期日)

第一条 この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」といふ。)の施行の日(令和五年六月一日)から施行する。ただし、附則第四条から第八条までの規定は、公布の日から施行する。

(権限の委任)

第二条 改正法附則第五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限は、改正法の施行の際現に高額電子移転可能型前払式支払手段(改正法第一条の規定による改正後の資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号。以下「新資金決済法」という。)第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段をいう。附則第九条において同じ。)を発行している者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局长)に委任するものとする。

(電子決済手段等取引業者の登録を受けるための準備行為)

第四条 新資金決済法第六十二条の三の登録を受けようとする者は、改正法の施行の日(以下「改正法施行日」という。)前においても、新資金決済法第六十二条の四の規定の例により、その申請を行うことができる。

(為替取引分析業者の許可を受けるための準備行為)

第五条 新資金決済法第六十三条の二十三の許可を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新資金決済法第六十三条の二十四の規定の例により、その申請を行うことができる。

附 則 (令和六年一月三一日政令第二二号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年二月一日)から施行する。